

常任委員会審査概要

議会の情報をみなさんにお伝えするため、
4つの常任委員会での審査概要をご紹介します。

総務常任委員会

委員長 獅子野真人

●議第57号 多治見市税条例等の一部を改正するについて

ペロブスカイト太陽光電池設備の軽減割合について、本市が国の参酌割合（2分の1）ではなく3分の1を選択した理由について質疑があり、「本市の第4次環境基本計画およびエネルギービジョンで再生可能エネルギー、とりわけ太陽光発電の導入促進を掲げており、その方針に沿うため最高軽減割合を採用した。」との答弁がありました。

●議第69号 物品供給契約の締結について

救急車の増車理由について質疑があり、「令和7年度の救急出動は5885件で、5台同時出動により次の救急を受けられない時間が年間延べ約910時間発生している。特に昼間に集中しているため、令和9年度から日勤救急隊を新設し、6台体制で対応する計画とした。」との答弁がありました。

事件番号	件名	審査結果
議第57号	多治見市税条例等の一部を改正するについて	原案可決
議第63号	多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて	
議第69号	物品供給契約の締結について	

付託されたおもな議案

経済建設常任委員会

委員長 黒川 昭治

●議第61号 多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

「コワーキングスペースについて、現場では雰囲気によって使いやすさが変わるという話があったが、雰囲気づくりはどのように進めていくか。」との質疑があり、「職員が常駐して相談しやすい。我々からも声掛けして、利用しやすい雰囲気を醸成していきたい。」との答弁がありました。

●議第62号 多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するについて

外国人研究生への入所・生活支援について、今まで無償であったのか。また、この金額の妥当性について質疑があり、「これまでの支援は規定がなく、曖昧な形で時間と労力をかけたボランティアだったが、しっかりサポートする形に変えるもの。金額は、陶磁器意匠研究所職員の時間単価をもとに積算し、平均単価約2200円、1か月当たり5時間支援すると月約1万円、年間12万円とした。」との答弁がありました。

付託されたおもな議案

事件番号	件名	審査結果
議第61号	多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて	原案可決
議第62号	多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するについて	

教育福祉常任委員会

委員長 亀井 芳樹

●議第75号 財産の処分について

タブレット端末のデータ消去について質疑があり、「タブレット端末回収時に学校で初期化を行い、業者への引き渡し後に業者でもデータを消去するという二段階での消去を行い、契約時の仕様に基つきデータ消去証明書の発行を求める。」との答弁がありました。また、タブレット端末の売却に係る指名競争入札の基準について質疑があり、「使用済小型電子機器等の再資源化促進法などの認定を受けていること、または資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく製造事業者であることを前提とし、本市の入札参加資格者名簿に登録されていること、本市と同等もしくはそれ以上のGIGAスクール構想の端末の再資源化、データ消去を実施した実績があることを条件に4社を指名し、2社が応札した。」との答弁がありました。

付託されたおもな議案

事件番号	件名	審査結果
議第59号	多治見市介護保険条例の一部を改正するについて	原案可決
議第72号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	
議第75号	財産の処分について	

予算常任委員会

委員長 若尾 敏之

第1分科会（総務常任委員会所管）

第1分科会長 獅子野真人

●議第64号 令和8年度多治見市一般会計補正予算（第1号）（所管部分）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当方針について質疑があり、「交付金を可能な限り使い切る考えだが不執行が生じる可能性があり、仮に不執行分が出た場合は市民が直接利用する学校、保育園、幼稚園などの施設の電気代支援に充てる可能性がある一方で、本庁舎は条件を満たさないため対象外である」との答弁がありました。

また、過年度返還金（新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金）の返還が判明した経緯について質疑があり、「立原小中学校建設決定時点で既に整備済みの設備や令和4年設置の網戸が返還対象となることを市は認識しており、国との協議を経て返還額が確定した」との答弁がありました。さらに、国庫補助金等の返還再発防止策について質疑があり、「当時は新型コロナウイルス感染症の集団感染への懸念が強く必要な事業と判断したものの、返還は全額ではなく7割弱であり、残りは児童生徒の安全確保に有効であった」との答弁がありました。

事件番号	件名	審査結果
議第64号	令和8年度多治見市一般会計補正予算（第1号）（所管部分）	原案可決

第2分科会（経済建設常任委員会所管）

第2分科会長 黒川 昭治

●議第64号 令和8年度多治見市一般会計補正予算（第1号）（所管部分）

道路改良事業費の明和町1交差点南側の渋滞緩和を目的に車線を増やす工事について、工事中の歩行者の安全確保や渋滞の改善効果に関する質疑があり、「施工業者が確定した際には、施工計画を綿密に打ち合わせ、誘導員配置など安全な歩行者通行ができるように配慮する。設計段階での予想効果は、交通負荷を表す数値が、現在の1・313から0・657となる想定である。道路容量が交通需要を満たしている判断基準0・7を下回り、渋滞は解消されると判断している」との答弁がありました。

●議第67号 令和8年度多治見市下水道事業会計補正予算（第1号）

下水汚泥の堆肥化について、新たな受け入れ見込み先施設への運搬費用に関する質疑があり、「現在の瑞浪市へ搬出しているコストと比較しても、それほど変わらない金額で処理や搬出ができると考えている」との答弁がありました。

事件番号	件名	審査結果
議第64号	令和8年度多治見市一般会計補正予算（第1号）（所管部分）	原案可決
議第67号	令和8年度多治見市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

第3分科会（教育福祉常任委員会所管）

第3分科会長 亀井 芳樹

●議第64号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）（所管部分）

高齢者福祉施設等物価高騰支援事業費について、補助対象の高齢福祉事業所の定義と市内事業所数に関する質疑があり、「高齢福祉事業所には、居宅介護や訪問系・通所系の事業も含まれている。市内の事業所数は約175事業所である」との答弁がありました。また、民生費の物価高騰支援事業の補助対象となる費目について質疑があり、「指定管理者は燃料費および光熱費を対象とし、それ以外の事業所は事業所の区分別に補助額を定めて支給し、使途は特定しない」との答弁がありました。

小学校管理費および中学校管理費におけるLPガス供給設備調整機器などの交換修繕について質疑があり、「ガスメーターと調整機器の取り替えであり、ガスを止めて機器の修繕を行うため、子どもたちに影響を及ぼす心配はないと考えている。交換基準や対象となる学校数について、法令により使用期限は7年間で定められている。小学校7校、中学校4校の取り換えを予定している」との答弁がありました。

事件番号	件名	審査結果
議第64号	令和8年度多治見市一般会計補正予算（第1号）（所管部分）	原案可決
議第65号	令和8年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第66号	令和8年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決

議第64号	事件名	審査結果
令和8年度多治見市一般会計補正予算(第1号)(所管部(分))		原案可決

付託された議案

また、「坂上倉庫、笠原消防会館の改修費用および公用車駐車場の費用は、全体で幾らになるのか」との質疑があり、「坂上倉庫、笠原消防会館、専用車駐車場、都市計画道路予定地(仮称)白山豊岡線の公用車駐車場の費用全体で3億を考えている。そのうちの公用車駐車場については、現場を整える必要があり、その費用は8000万円程度と考えている。」との答弁がありました。

との答弁がありました。

新本庁舎建設事業費について「ZEB Ready 認証を取得することにより、新本庁舎建設に脱炭素化推進事業債が適用されることで、負担ほどの程度減るのか」との質疑があり、「省エネルギーに関係する設備が対象となり、基本設計の段階では建物で73億7000万円程の概算建設費のうちの9億円程が対象になると見込んでいる。脱炭素化推進事業債の適用については、対象事業費の90%の半分の50%が交付税措置されるため、9億円のうち90%にあたる8億1000万円が起債対象となり、そのうちの半分、およそ4億円強が交付税措置されると見込んでいる。」との答弁がありました。

部分)

●議第64号 令和8年度多治見市一般会計予算(所管部(分))

第4分科会

(本庁舎建設に関する特別委員会所管)

第4分科会長

石田 浩司

9月定例会の予定

8月19日(水) 本会議(招集～提案説明)

28日(金) 本会議(質疑～委員会付託)

予算常任委員会(分科会付託)

決算特別委員会(正副委員長の互選～分科会付託)

31日(月) 決算特別委員会(第1分科会(総務常任委員会所管):質疑)
※午前9時開始

9月 1日(火) 決算特別委員会(第2分科会(経済建設常任委員会所管):質疑)
※午前9時開始

2日(水) 決算特別委員会(第3分科会(教育福祉常任委員会所管):質疑)
※午前9時開始

3日(木) 決算特別委員会(予備日)
※午前9時開始

7日(月) 総務常任委員会

予算常任委員会第1分科会(質疑)

8日(火) 経済建設常任委員会

予算常任委員会第2分科会(質疑)

9日(水) 教育福祉常任委員会

予算常任委員会第3分科会(質疑)

10日(木) 本庁舎建設に関する特別委員会

予算常任委員会第4分科会(質疑)

11日(金) 決算特別委員会(分科会長報告(質疑)～議員問討議～討論～表決)

14日(月) 委員会(請願予備日)

16日(水) 本会議(市政一般質問)

17日(木) 本会議(市政一般質問)

予算常任委員会(分科会長報告(質疑)、議員問討議、討論、表決)(※)

18日(金) 本会議(市政一般質問:予備日)

28日(月) 本会議(委員長報告～表決)

*会議は、開始時間の記載がある場合を除き、午前10時からです。

*提出議案等により、委員会の開催予定日が変更になることがあります。

*一般質問当日の質問順位は、あらかじめホームページでお知らせします。なお、各議員は質問順位にしたがって一般質問を行うため、各議員の一般質問の開始時間は未定です。

※17日(木)の予算常任委員会は、一般質問が終了しなかった場合、18日(金)の一般質問終了後に開催します。